

(その1)

【 令和 6 年 分 】

※ 太枠内に必要事項を記入してください。

(※該当箇所へ☑を入れる)

収 支 報 告 書

ふりがな	ぜんりよくかそくあきた
1 政治団体の名称	全力加速あきた
2 主たる事務所の所在地	〒010-0851 秋田市手形字大沢44-13
3 代表者の氏名	若松尚利
4 会計責任者の氏名	若松尚利
収支報告書作成 担当者の氏名	若松尚利
電話連絡先	090-9102-0958

政治団体の区分	
☐ 政党の支部	☒ その他の政治団体
☐ 政治資金規正法第18条の2 第1項の規定による政治団体 (=政治団体以外の者が対価1千万円以上 のパーティを開催した場合)	☐ その他の政治団体の支部
活動区域の区分	
☒ 秋田県内	☐ 2以上の都道府県の区域等

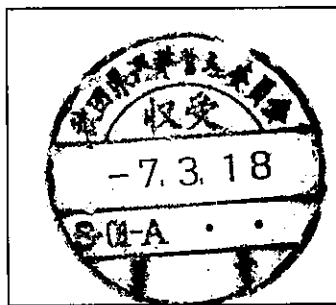
(※前年12月31日又は解散日現在)

資金管理団体の指定の有無	
☐ 有	
☒ 無	
(※以下は、「有」の場合のみ記載)	
公職の種類	(現・候)
資金管理団体 の届出をした 者の氏名	

(※前年12月31日又は解散日現在)

国会議員関係政治団体の区分	
☐ 政治資金規正法第19条の7第1項1号に係る 国会議員関係政治団体	
☐ 政治資金規正法第19条の7第1項2号に係る 国会議員関係政治団体	
公職の候補者 の氏名	
公職の種類	(現・候)

※選管受付印



代329

資金管理団体の指定の期間			
(※年途中で指定又は取消した場合のみ記入)			
令和	年	月	日から
令和	年	月	日まで

国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間			
(※年途中で指定又は取消した場合のみ記入)			
令和	年	月	日から
令和	年	月	日まで

収 支 の 状 況

(その2)

1 収支の総括表

収 入 総 額	A=B+C	十億 百万 千 円	0
(前年からの繰越額) B			0
(本年の収入額) C			0
支 出 総 額	D		0
翌年への繰越額	E=A-D		0

←前年の「翌年への繰越額」と一致

2 収入項目別金額の内訳

(1) 個人の負担する党費又は会費

金 額	十億 百万 千 円	0
員数(党費又は会費を納入した実人数)	人	0

(2) 寄 附

ア 寄 附 (イを除く。) の 区 分	金 額	備 考
(ア) 個 人 か ら の 寄 附	十億 百万 千 円	0 (※その7①に内訳を記載)
(うち特定寄附)		0 (※資金管理団体のみ)
(イ) 法 人 そ の 他 の 団 体 か ら の 寄 附		0 (※その7②に内訳を記載)
(ウ) 政 治 団 体 か ら の 寄 附		0 (※その7③に内訳を記載)
小 計 (ア)+(イ)+(ウ)		0
(寄附のうち寄附のあつせんによるもの)		0 (※その8に内訳を記載)
イ 政 党 匿 名 寄 附		0 (※その9に内訳を記載)
合 計 (ア+イ)		0

政党(支部)以外は法人その他の団体から寄附を受けることはできません。

政治団体の本部・支部からの交付金は(その5)に計上すること。

(その17)

資 産 等 の 状 況

1 資産等の総括表

※全項目について「有」又は「無」に☐を入れる。

資 産 等 の 有 無			
資 産 等 の 項 目 別 区 分	有	無	備 考
ア 土 地	☐	✓	
イ 建 物	☐	✓	
ウ 建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	☐	✓	
エ 取得の価額が100万円を超える動産	☐	✓	
オ 預金(普通預金及び当座預金を除く。)又は貯金(普通貯金を除く。)	☐	✓	
カ 金 銭 信 託	☐	✓	
キ 有 価 証 券	☐	✓	
ク 出 資 に よ る 権 利	☐	✓	
ケ 貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金	☐	✓	
コ 支払われた金額が100万円を超える敷金	☐	✓	
サ 取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利	☐	✓	
シ 借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	☐	✓	

※「有」の場合、項目別区分ごとに内訳を(その18)に記載する。

宣 誓 書

添 付 書 類 (別添のとおり)

(添付したものに☑をつける。)

☐
☐

1 領収書等の写し

2 政治資金監査報告書 (国会議員関係政治団体に限る。)

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

令和 7 年 3 月 17 日

政 治 団 体 の 名 称 全力加速あきた

会 計 責 任 者 の 氏 名 若松 尚利



※ 代 表 者 の 氏 名



※解散の場合のみ、代表者も記名押印又は署名する。

「会計責任者の氏名」欄には記名押印又は署名し、署名は必ず会計責任者本人が自署する。

解散の場合、「解散届」及び「資金管理団体でなくなった旨の届」(資金管理団体のみ)も併せて提出する。